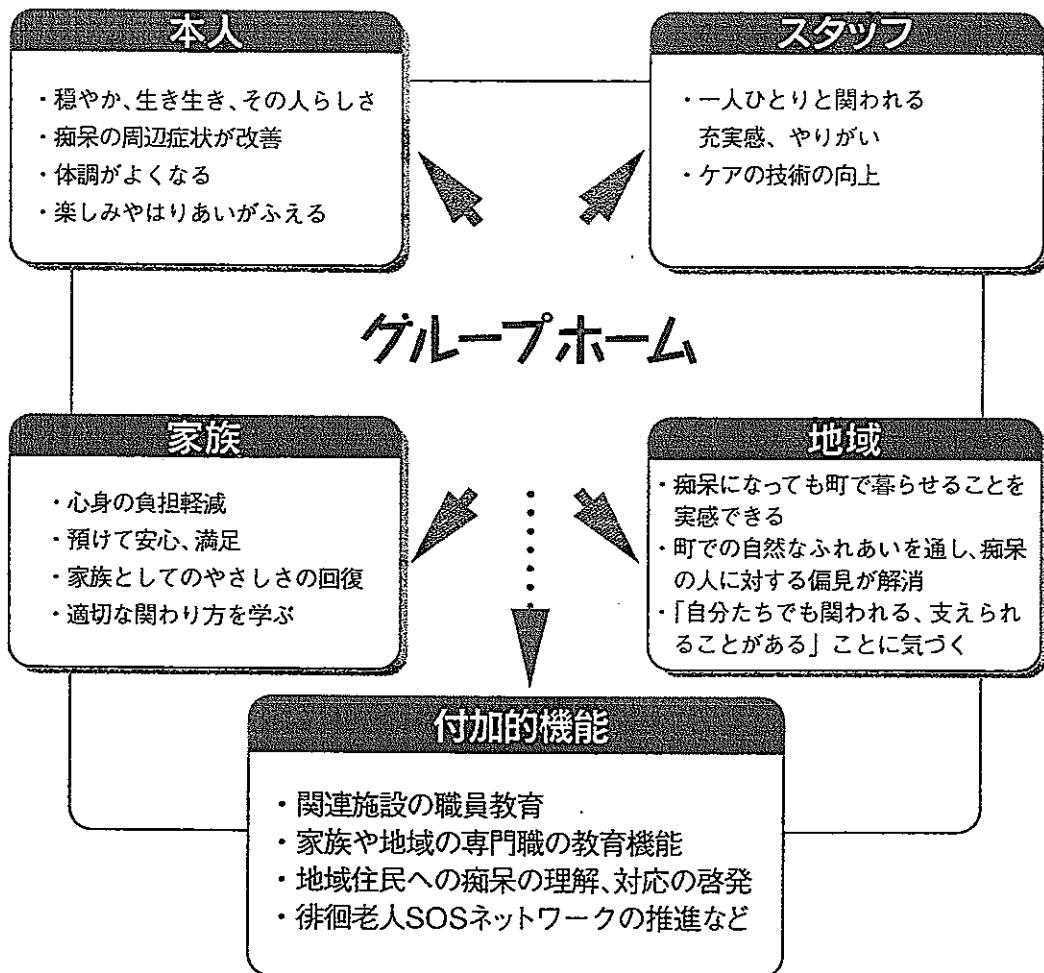


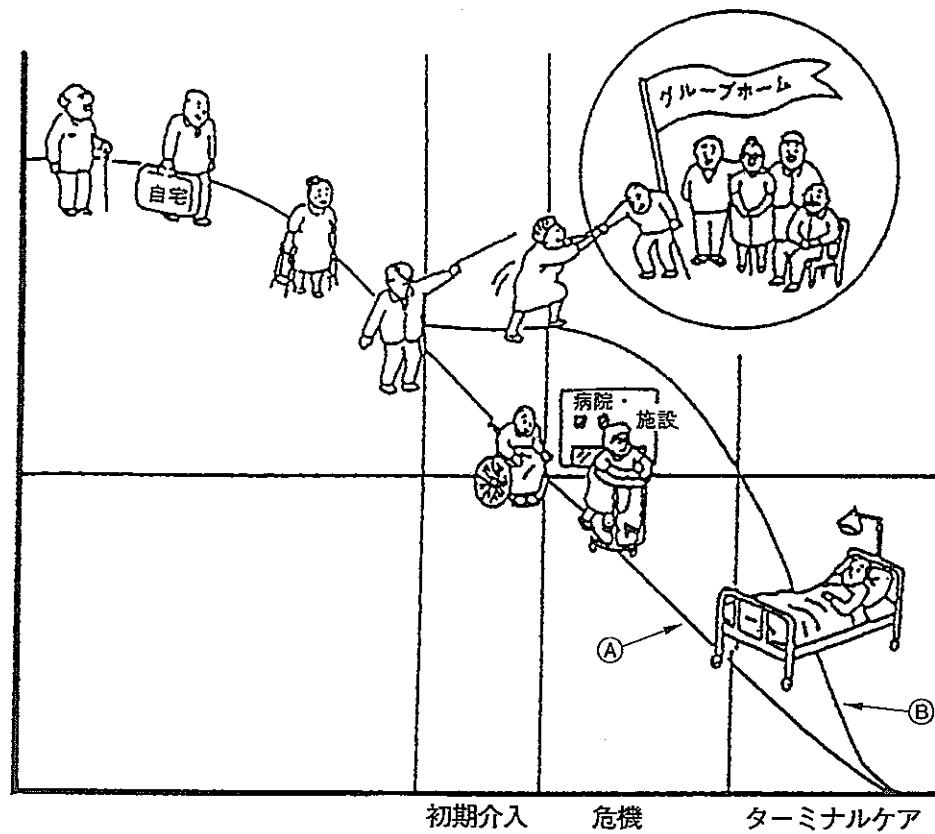
(2) グループホームの役割 ~期待される成果~

図5 グループホームの役割 ~期待される成果~



(3) 痴呆の全体的経過における役割 ~痴呆でもその人らしく最期まで~

図6 痴呆の全体的経過の中でグループホームの果たす役割



出典：(ルンド大学より)今村、山井他「グループホームのすすめ」朝日カルチャー

- ・痴呆の進行にあわせた適切な環境とケアが提供されない場合、痴呆の人は坂を下るように一気に状態を悪化させていく。(図6の曲線Ⓐ)
- ・一方、自宅での生活が困難になってきた場合、適切な時期にグループホームへ移ることで状態の悪化を予防し、できる限り死に近い時期まで持てる力を維持しながら暮らしていくことが可能となる。(図6の曲線Ⓑ)
(ターミナル期をどこで過ごすかは、本人の状態像、グループホームの条件、本人、家族らの意思等で異なる)

4 グループホームの歴史と制度

(1) グループホームの推移

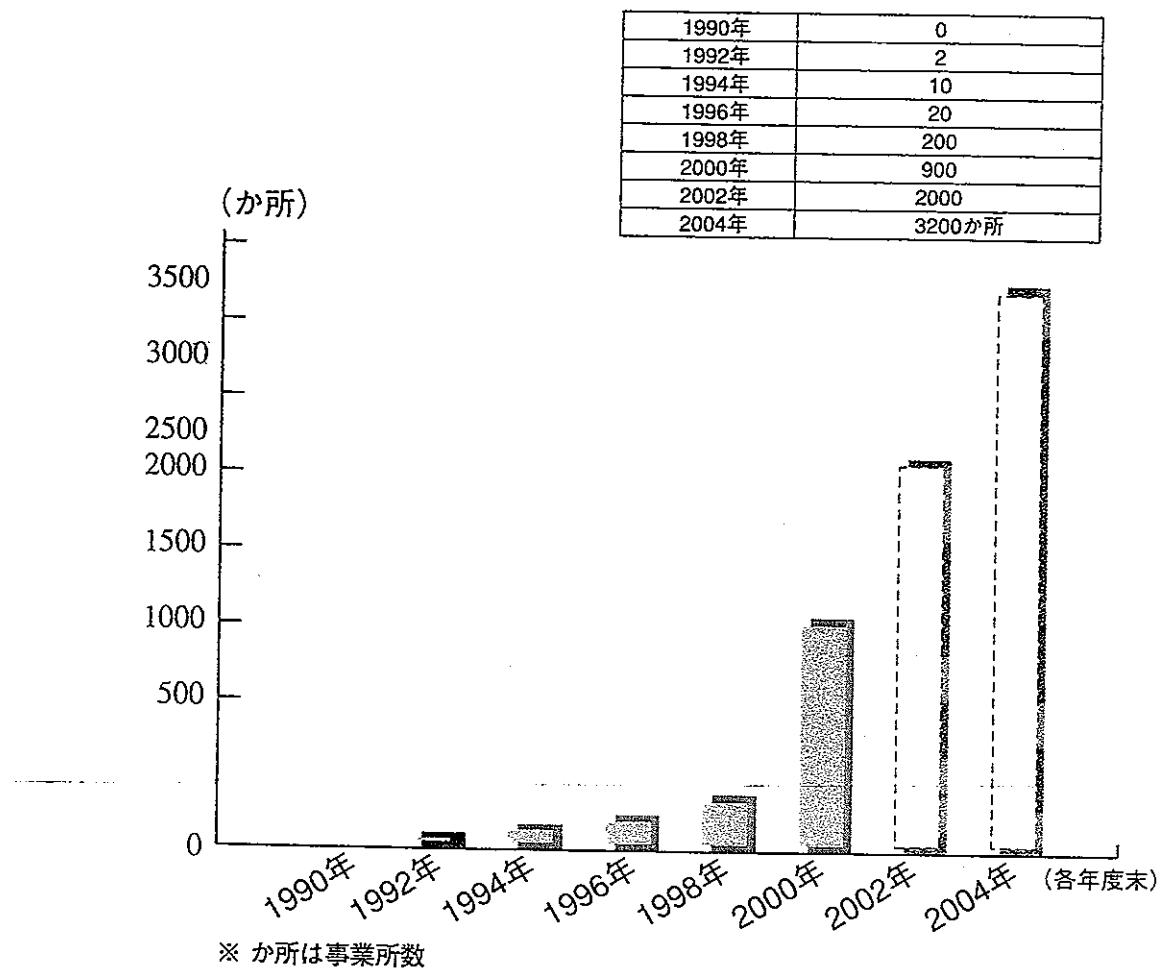
現在の形態に最も近い痴呆性高齢者グループホームは、高齢者福祉の先進国であるスウェーデンで1980年半ばに発祥しました。90年代に入ると数々の試行による成果を受けて痴呆性高齢者ケアの切り札として位置づけられ、スウェーデン国内で一般的なものとして普及しました。

日本では、90年代初めに先駆的事業者によって取り組みが始まりました。その後全国的に拡大し、97年度には「痴呆対応型老人共同生活援助事業」として制度化され、2000年4月から施行された介護保険制度においては在宅サービスのメニューの一つに位置づけられました。

このように日本のグループホームは、産声をあげて以来わずか10年弱で1500か所（2002年1月5日現在）が設置され、特に介護保険が始まる直前から現在までの2年足らずの期間では一挙に6倍弱（約260か所→1500か所）になるという飛躍的な伸びをみせています。

このような急激な増加の背景には、介護保険の導入、厚生労働省ゴールドプラン21の中で2004年度末までに3200か所を設置するという目標値が掲げられたこと、建設費の公的補助の拡充などがあります。しかし、現在約160万人といわれる痴呆性高齢者に対しては、グループホームの2004年度の目標値が達成されても絶対数が不足しており、さらなる量的拡大が求められています。

図7 グループホームの設置件数の推移



(2) グループホームの施策等の流れ

表3 痴呆性高齢者グループホーム事業・施策等の流れ

1994年4月	平成6年度(94年度)痴呆性老人のためのグループホームのあり方に関する調査 (社会福祉法人全国社会福祉協議会)、「調査研究指定施設」8施設
6月	厚生省・痴呆性老人対策に関する検討会報告 国民一般の理解強化、痴呆の早期発見・対応体制の整備、受皿の充足、調査研究の推進を提起
12月	高齢者保健福祉推進十か年戦略(ゴールドプラン)見直し、新ゴールドプラン策定痴呆性老人対策の総合的実施を提起
1996年3月	平成7年度(95年度)「痴呆性老人のためのグループホームのあり方に関する調査報告書」 (全国社会福祉協議会)、「調査研究指定施設」9施設
1997年4月	厚生省、平成9年度(97年度)痴呆対応型老人共同生活援助事業(痴呆性老人向けグループホーム)制度創設 全体予算:1億6496万3,000円、実施か所数25か所 厚生省、高齢者グループホームリビング支援モデル事業創設 補助額:1か所当たり400万円、実施か所数10か所程度モデル実施
12月	厚生省老人保健福祉局通達、痴呆性グループホームの実施要綱を含む老人デイサービス運営事業実施要綱を都道府県知事、指定都市市長、中核市長に通知 事業実施主体は市町村とし、社会福祉法人、医療法人に委託することができる等と改正 介護保険法成立
1998年4月	厚生省、平成10年度(98年度)痴呆対応型老人共同生活援助事業(痴呆性老人グループホーム) 全体予算3億8,997万7,500円、実施か所数47か所
5月	国痴呆性高齢者グループホーム連絡協議会(代表理事福島弘毅氏)設立
1999年1月	宅老所、グループホーム全国ネットワーク(代表世話人高木敏江、梶谷和夫、下村恵美子氏)設立 厚生省、平成10年度(98年度)痴呆対応型老人共同生活援助事業 第3次補正予算で200か所整備(補助対象:社会福祉法人、特別養護老人ホーム等に隣接・併設)に施設整備費、設備整備費 同、平成10年度(99年度)予算で200か所整備(上記施設に加え養護老人ホーム、ケアハウス(ホームヘルパーステーション併設に限る))に隣接・併設に施設整備費、設備整備費
3月	介護保険法施行規則である(厚生省令第36号)痴呆対応型共同生活介護の人員、設備、運営に関する基準出される(厚生省令第37号)
4月	医療法人等が老人保健施設に併設・隣接して痴呆性グループホームを整備する場合にも国庫補助対象とする(未定)
12月	痴呆対応型共同生活介護の人員、設備、運営基準の改正(校正省令第96号)ゴールドプラン21で平成16年までにグループホーム数を3,200か所創設する目標を掲げる
2000年2月	介護報酬の単価決定
4月	介護保険施行
9月	単独型のグループホームに対する整備費補助の創設
11月	痴呆性高齢者グループホームの適正な普及についての要件ができる
12月	グループホームの施設整備費補助の対象範囲拡大
2001年3月	痴呆性高齢者グループホームの適正な普及についての通知が出る (サービス評価の義務づけ、研修の義務づけ、情報公開の義務づけ等)

⑥ グループホームのあるべき像とは

(1) グループホームの目標

●何をめざしているか

痴呆になっても、人としてあたりまえに暮らしつづける
住みなれた町の中でその人らしく豊かに暮らしていける

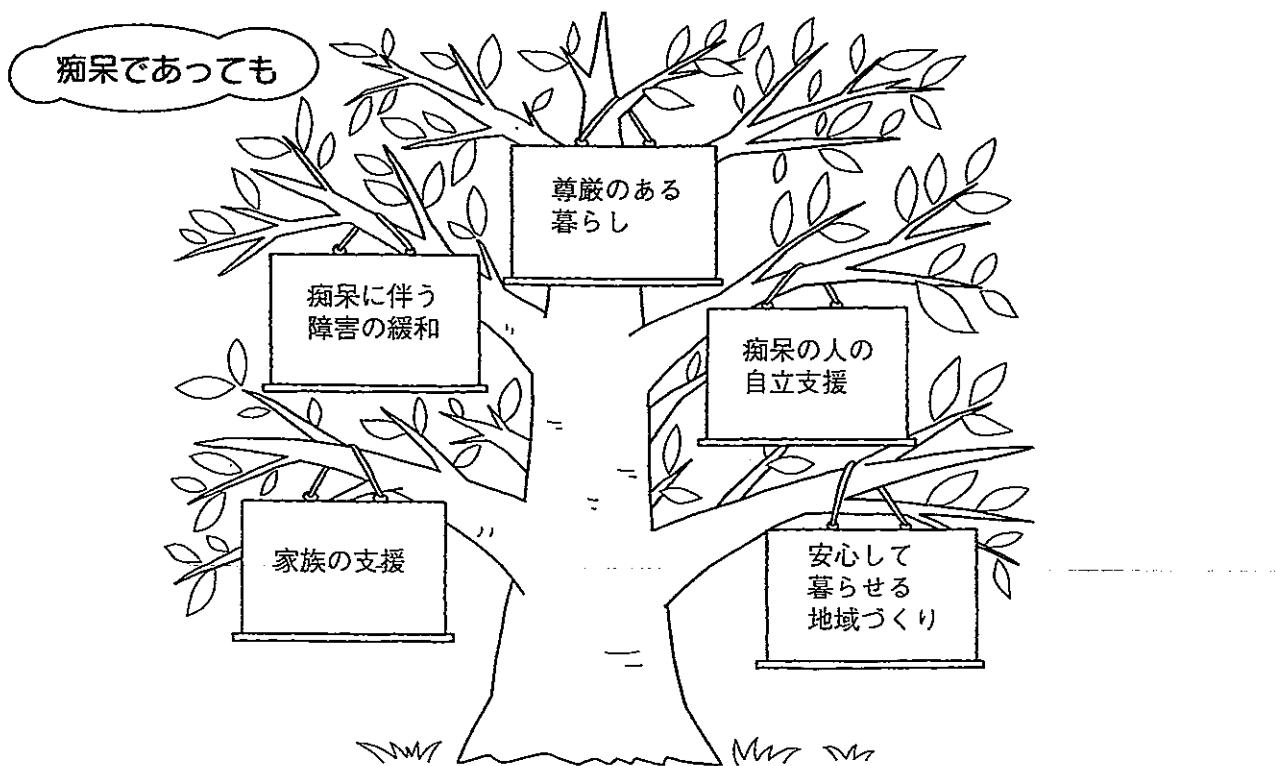
●グループホームの目標

痴呆であっても・・・・

- ① 尊厳のある暮らし
 - ・人としてあたりまえの暮らし
 - ＊入居者の権利の擁護・推進
 - ・その人らしい生活の質が保たれる
 - ＊安心・安楽の確保、その人らしい暮らしの継続
- ② 痴呆に伴う障害の緩和
 - ・痴呆に伴う障害の改善、進行の緩和、安定した状態の維持
- ③ 痴呆の人の自立支援
 - ・その人らしい暮らしに向けた心身の潜在力の発揮、自立の支援
- ④ 家族の支援
 - ・家族の理解、介護に関する力の向上
 - ＊家族の負担が軽減される、本人と家族のよりよい関係の築き
- ⑤ 痴呆の人が安心して暮らせる地域づくり
 - ・痴呆性高齢者に対する理解、ノーマライゼーションの推進

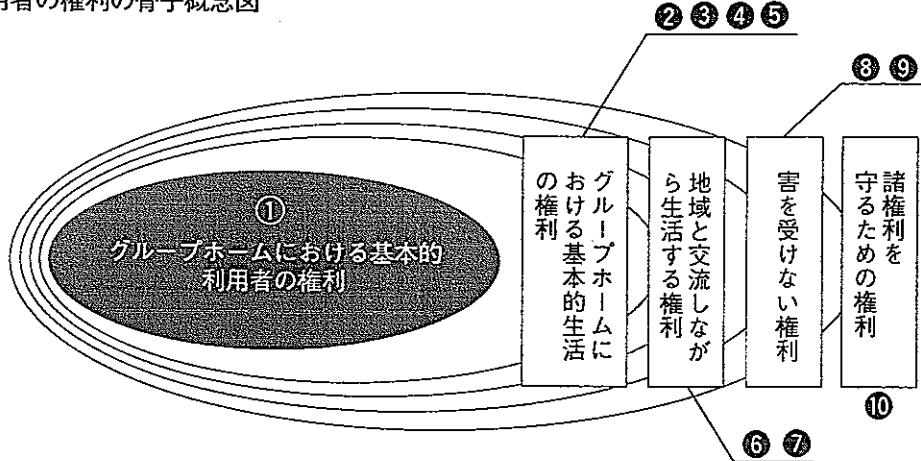
*目標の実現のためには、理念を中核にすえて
「痴呆の特徴を踏まえた環境づくりとケア」を総合的に提供することが重要

グループホームの目標の木



(3) グループホーム利用者の権利・倫理綱領

図8 利用者の権利の骨子概念図



グループホーム利用者の権利

グループホームは、痴呆によって自立した生活が困難になった方々に対して、安心と尊厳のある生活を営むことを支援するためのものです。それは、家庭的ななじみのある環境、少人数の親しみのある人間関係、あるがままを受け入れる温かい雰囲気、それまで慣れ親しんできた生活の継続と残された能力をできるだけ活かした生活の組み立てによってもたらされます。グループホームの利用者には、痴呆についての正しい理解および介護サービスについての専門的な知識と技術を持つ職員チームによって、一人ひとりの状況と希望に合わせた適切な介護サービスを受ける権利があります。全国痴呆性高齢者グループホーム協会は、利用者が当然持つものとして、下記の10の権利とサービス提供者が守るべき10の倫理綱領を表明します。本会を構成するすべての者は、これらを尊重し守ることを誓います。また、利用者とその家族が権利行使することによっていかなる不利益を受けることがないことも併せて宣言します。

利用者と家族等は以下の権利を事業者に対して主張することができます。

- ① 独自の生活歴を有する個人として尊重され、プライバシーを保ち、尊厳を維持する権利
- ② 生活や介護サービスにおいて、十分な情報が提供され、個人の自由や好み、および主体的な決定が尊重される権利
- ③ 安心感と自信をもてるよう配慮され、安全と衛生が保たれた環境で生活する権利
- ④ 自らの能力を最大限に発揮できるよう支援され、必要に応じて適切な介護を継続的に受けれる権利
- ⑤ 必要に応じて適切な医療を受けることについて援助を受ける権利
- ⑥ 家族や大切な人との通信や交流の自由が保たれ、個人情報が守られる権利
- ⑦ 地域社会の一員として生活し、選挙その他一般市民としての行為を行う権利
- ⑧ 暴力や虐待および身体的精神的拘束を受けない権利
- ⑨ 生活や介護サービスにおいて、いかなる差別を受けない権利
- ⑩ 生活や介護サービスについて職員に苦情を伝え、解決されない場合は、専門家または第三者機関の支援を受ける権利

グループホームの倫理綱領

私たちグループホームで働くすべての者は、痴呆によって自立した生活が困難になった方々の安心と尊厳のある生活を守るために力を尽くすことに、使命感と誇りを感じています。

グループホームの利用者は自分で自分を守ることが難しくなっておられます。

また、介護サービスは、利用者のプライバシーを守るため、人目に触れない形で提供されるという特性を持っています。

それだけに、グループホームで働く私たちは常に公正でなければならないと自覚しています。

私たちは利用者の利益を守ることを第一に考え、自らの行動の規範として以下の倫理綱領を守ることを誓います。

このことは、利用者の安心と尊厳のある生活を守ると共に、グループホームに対する社会の信頼感を高め、ひいてはグループホーム事業の存続と発展に資するものと信じます。

痴呆になっても住み慣れた町でふつうの生活を続けることができるグループホームが多く地域で生まれ、明るい長寿社会づくりに役立つようにしたいという私たちの夢が実現することを心から願っています。

- ① 私たちは、利用者を個人として尊重し、プライバシーを守り、安心と尊厳のある生活を実現するよう努めます。
- ② 私たちは、利用者が主体的な決定を行えるよう支援し、その決定を尊重します。
- ③ 私たちは、利用者が安らぎと自信を感じることができ、かつ安全と衛生が保たれた環境で生活ができるよう援助します。
- ④ 私たちは、利用者がその能力を最大限に発揮できるように努め、適切な介護を継続的に行うとともに、適切な医療が受けられるよう援助します。
- ⑤ 私たちは、利用者が家族や大切な人との通信や交流がはかれるよう支援し、個人の情報を厳重に守ります。
- ⑥ 私たちは、グループホームを地域に開かれたものにするとともに、利用者が地域社会の一員として生活することを支えます。
- ⑦ 私たちは、暴力や虐待および身体的精神的拘束を行いません。
- ⑧ 私たちは、いかなる理由においても差別は行いません。
- ⑨ 私たちは、苦情を前向きにとらえ、職員チームが一体となってより良いサービスにつながるように努力します。
- ⑩ 私たちは、この事業の社会的責任を認識し、介護サービスに携わる者としての研鑽に努めるとともに、健全な運営によってサービスの継続性を確保するよう努力します。